

東京都豊島区道路占用料改定表

第32号議案資料

(改定率は少数点第三位四捨五入)

占 用 物 件			単 位	改 定 占 用 料	改定率	現 行 条 例 占 用 料	
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	電 柱		一 本 に つ き 一 年	2、840	1,20	2、370	
	電 話 柱			1、030	1,20	860	
	街 燈			1、540	1,19	1、290	
	そ の 他 の 柱 類			10、200	1,20	8、500	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		一 個 に つ き 一 年	3、620	1,20	3、020	
	郵 便 差 出 箱			1、890	1,20	1、580	
	広 告 塔		表示面積一平方メートルにつき一年	20、200	1,20	16、900	
	送 電 塔		占用面積一平方メートルにつき一年	2、080	1,20	1、740	
	有線テレビジョン放送線・有線音楽放送線		長さ一メートルにつき一年	39	1,18	33	
	そ の 他 の も の		長さ一メートルにつき一年	740	1,19	620	
			占用面積一平方メートルにつき一年	2、620	1,20	2、190	
法第三十二条第一項第二号に掲げる物件	法第三十五条に規定する事業のために設けるもの及び法第三十六条に規定するもの	外径が0.1メートル未満のもの	長 さ 一 メ ー ト ル に つ き 一 年	120	1,00	120	
		外径が0.1メートル以上0.2メートル未満のもの		190	1,19	160	
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		390	1,18	330	
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		1、030	1,20	860	
		外径が1メートル以上のもの		2、080	1,20	1、740	
	その他のもの	外径が0.1メートル未満のもの		280	1,00	280	
		外径が0.1メートル以上0.2メートル未満のもの		460	1,18	390	
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの		910	1,20	760	
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの		2、340	1,20	1、950	
		外径が1メートル以上のもの		4、830	1,20	4、030	
	法第三十二条第一項第三号に掲げる施設	鉄 道 ・ 軌 道		占用面積一平方メートルにつき一年	2、080	1,20	1、740
		そ の 他 の も の			5、370	1,20	4、480

法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	ア　　ー　　ケ　　ー　　ド		占用面積一平方メートルにつき一年	220	1,16	190
	日よけ、雨よけその他のもの			2,620	1,20	2,190
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が一のもの		Aに0・01を乗じて得た額		Aに0・01を乗じて得た額
		階数が二のもの		Aに0・016を乗じて得た額		Aに0・016を乗じて得た額
		階数が三以上のもの		Aに0・02を乗じて得た額		Aに0・02を乗じて得た額
	上空又は地下に設ける通路			10,200	1,20	8,500
	その他のもの			4,080	1,20	3,400
法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	商　　品　　置　　場		占用面積一平方メートルにつき一年	22,300	1,20	18,600
	祭礼・縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積一平方メートルにつき一日	100	1,11	90
	その他のもの		占用面積一平方メートルにつき一年	22,300	1,20	18,600
道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号。以下「令」という。） 第七条第一号に掲げる物件	看板（アーチ式のものを除く。）		表示面積一平方メートルにつき一年	20,200	1,20	16,900
	標　　　　　　　　　識		一本につき一年	2,620	1,20	2,190
	旗ざお及び幕	祭礼・縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積一平方メートル又は一本につき一日	100	1,11	90
		その他のもの	占用面積一平方メートル又は一本につき一年	13,300	1,20	11,100
	パ　　ー　　キ　　ン　　グ　　メ　　ー　　タ　　ー		一本につき一年	1,690	1,20	1,410
	アーチ式工作物	車道を横断するもの	一基につき一年	223,900	1,20	186,600
		その他のもの		111,800	1,20	93,200
	令第七条第二号に掲げる工事用施設及び同条第三号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占用面積一平方メートルにつき一年	3,820	1,20
危険防止施設		1,150	1,20		960	
詰　　　　　　　　　所		13,300	1,20		11,100	
令第七条第四号に掲げる仮設建築物及び同条第五号に掲げる仮設収容施設			2,620		1,20	2,190
令第七条第六号に掲げる施設並びに同条第七号に掲げる施設及び自動車駐車場	建　　築　　物	階数が一のもの	Aに0・01を乗じて得た額			Aに0・01を乗じて得た額
		階数が二のもの	Aに0・014を乗じて得た額			Aに0・014を乗じて得た額
		階数が三のもの	Aに0・018を乗じて得た額			Aに0・018を乗じて得た額
		階数が四以上のもの	Aに0・02を乗じて得た額			Aに0・02を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0・01を乗じて得た額			Aに0・01を乗じて得た額

令第七条第八号に掲げる 休憩所、給油所及び自動 車修理所	上空、トン ネルの上又 は高架下に 設けるもの	階数が一のもの	占用面積一平方メートルに つき一年	Aに0・01を乗じて得た額		Aに0・01を乗じて得た額
		階数が二のもの		Aに0・014を乗じて得た額		Aに0・014を乗じて得た額
		階数が三のもの		Aに0・018を乗じて得た額		Aに0・018を乗じて得た額
		階数が四以上のもの		Aに0・02を乗じて得た額		Aに0・02を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0・04を乗じて得た額		Aに0・04を乗じて得た額

Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。